村山市農業委員会総会　会議録（第５回）

１．期日　　令和８年５月15日（金）　午前 10時00分～

２．会場　　全員協議会室

３．農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（１）　農業委員の出席者名簿（14名）

1番	石川　賢也	―	―
2番	結城　正志	11番	海老名　正度
3番	阿部　憲一	12番	奥山　金弥
4番	佐藤　善洋	13番	髙谷　　太
5番	門脇　忠教	14番	髙橋　　昭
6番	下山　勝宏	―	―
7番	川田　雅紀	16番	石山　公己
8番	原田　浩明	17番	笹原　　泉
9番	太田　一男	18番	青柳　　篤

（２）農業委員の欠席者名簿（4名）

10番	板垣　厚志	15番	齋藤　伊美子

４．会議日程及び会議に付した案件

議第22号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第23号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第24号　〃　（許可処分）

議第25号　推進委員等の最適化活動の点検・評価について

議第26号　農業委員会の最適化活動の点検・評価について

５．報　　告

報第11号　農地法第5条の許可の取り下げについて

報第12号　農地法第18条第6項の規定による通知について

報第13号　非農地証明願について

報第14号　農地所有適格法人の要件確認について

６．会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長　中里　恭一

局長補佐兼事業推進係長　髙宮　和弘

農地農政係主事補　石澤　永晴

７．会議の書記

農地農政係主事補　石澤　永晴

会　　議

（１）開会　　午前 10 時 00 分

（２）開会のあいさつ

議長(青柳　篤)

いよいよ春作業の田植え、代掻きなどが始まり忙しくなってきた。さくらんぼの栽培も進んでおり、場所によって栽培状況は異なるが、今後に期待をしたい。まずは、怪我無く落ち着いて作業をしていただきたい。第 5 回村山市農業委員会総会についてもよろしくお願いしたい。

（３）議事録署名委員の選出について

議長(青柳　篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

2 番 結城　正志　委員、　16 番 石山　公己　委員

それでは、議事に入ります。

（４）協議事項

議長(青柳　篤)

議第 22 号「農地法第 3 条第 1 項による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

今月の 3 条の許可申請は 55 番から 82 番までの 28 件で、所有権の移転が 15 件、賃貸借権の設定が 12 件、使用貸借権の設定が 1 件です

地目・面積は田が 24,487 ㎡、畑が 34,046 ㎡で、合計は 58,533 ㎡です。詳細は担当より説明します。

事務局（石澤主事補）

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき申請番号 55 番から 82 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権、使用貸借権の設定等を詳細に説明した。なお、現地調査(5 月 1 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳　篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 2 件あります。

はじめに委員案件 71、72 番を除いた、55 番から 70 番及び 73 番から 82 番までの 26 件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

14 番委員（髙橋　昭)

62 番について、譲渡人の住所が稲下北部になっているが、名取ではないか。

9 番委員（太田　一男）

以前、隣組であり稲下に住んでいたが、住所変更をしていたため、現在は名取に住んでいる。

13 番委員（髙谷　太）

75 番の価格等総額と 10a 当たりの金額が合っていない。どちらが正しいのか？

1 番委員（石川　賢也）

75 番以外にも価格等総額と 10a 当たりの金額が合っていない箇所が多々ある。

議長（青柳　篤）

事務局にて、確認に時間がかかるようですので、55 番から 70 番及び 73 番から 82 番までの審議より先に委員案件について審議してもよろしいか。

異議なし。

議長(青柳篤)

それでは、71 番の委員案件 1 件について審議します。6 番委員（下山勝宏委員）はご退席願います。

（6 番委員退席）

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決：71 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、71 番の委員案件 1 件について原案の通り決しました。

6 番委員はご着席ください。

(6 番委員着席)

議長(青柳　篤)

続いて、72 番の委員案件 1 件について審議します。

議長(青柳篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

採決：72 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、72 番の委員案件 1 件について原案の通り決しました。

議長（青柳　篤)

事務局と確認を行い、55 番から 70 番及び 73 番から 82 番までの案件について、

議案書内の価格等総額はあっているが、10a 当たりの金額については見直しをさせていただきたい。よって、本総会の 3 条議案書審議については、価格等総額を判断基準に行ってもよろしいか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

採決します。議第 22 号は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第22号について原案の通り可決決定しました。

続きまして議第23、24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

今月の農地法第5条の許可申請は5番と6番の2件で、地目、面積は田が 畑が3346.3㎡です。詳細を担当より説明いたします。

事務局（石澤主事補）

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

（説明内容）

申請番号5番は、譲受人が「工事用道路」を建築するため、使用貸借権を設定するものです。農村文化保存伝承館雨水排水路改修工事で側溝の付け替えを行うに伴い、一時的に工事用道路が必要になるため、申請地を使用貸借したいとのことです。農地区分は、農業用地区域外の農地であり、第3種農地の区域に近接する区域その他、市街化が見込まれる区域内になる農地であることからがことから「第2種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、予算執行確認票で確認しております。

申請番号6番は、譲受人が「堆肥舎・資材置場」を建築するため、使用貸借権を設定するものです。農地区分は、農業用地区域外の農地であり、第3種農地の区域に近接する区域その他、市街化が見込まれる区域内になる農地であることからがことから「第2種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

また、申請者立会いのもと現地調査(5月1日)を行った結果、立地基準や一般基準などの許可要件を満たしており許可相当である旨を説明。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

採決します。議第23､24号について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第23、24号は、原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第25号「令和7年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

令和7年度1年間の活動内容を皆様よりご報告いただいたものを集約した結果です。

16 ページは点検・評価の集計を点数化する表で、点数によって評価する表があります。点数に応じ評価が変わります。

17 ページは、委員毎の点数－評価表を記載しております。無記名で記載しており、単位は点です。詳細を担当者より説明いたします。

事務局（髙宮局長補佐）

１６ページをご覧ください。すでに皆様から報告いただいている活動状況を 16 ページの表２の目標項項目ごとにまとめ、点数化したものが17ページの表になります。

17ページの表は、農業委員18名、推進委員8名、計26名を、各項目毎に点数を入れて、合計点数の多い方から順に並べました。16ページの表1にあてはめますと、15点以上25点未満で目標に対して、期待どおりの結果が得られた方が1名です。15点未満の目標をやや下まわる結果となったが25名となっております。合計は30点満点で、全国共通の評価方法となっております。

16ページの表2の(2)①は、年間の最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）であり、村山市の年間平均は72日と設定しております。目標を上回れば6点入ります。

16ページの表2の(2)②は、月当たりの最適化活動の日数であり、月平均で6日以上の活動で6点が入ります。なければ、0点になります。

最適化活動を行った日数が評価の大部分を占めておりますので、今後、最適化活動の報告書に記載していただいて提出いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

発言なし。

議長(青柳　篤)

議第25号について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

○議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第25号は原案の通り可決決定しました。

続きまして、議第26号「令和7年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知第1の3の(2)に基づき、令和7年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価を別紙のとおり行うものです。詳細を担当者より説明いたします。

事務局（髙宮局長補佐）

毎年5月の総会でお示ししている農業委員会の最適化活動の点検・評価でございます。

主な内容を申し上げますと、20ページから2ページ上段までが農業委員会の最適化活動の成果目標と実績を記載しています。22ページの中段から23ページまでが最適化活動の活動目標と実績です。

最適化活動の実績及び点検・評価結果について、20ページをご覧ください。20ページの１番上の表ですが、集積率の達成状況は目標として75.9%に対して63.6%となっております。中間管理事業の推進が図られた一方で、高齢化などにより離農する担い手に集約化している状況となります。63.6%は農林課で把握している数字になります。

次に、遊休農地の発生防止･解消について、20ページの下段の方からになります。緑区分は草刈り等で解消できそうな遊休農地で、すぐに解消できる状態でない農地は黄色区分となっています。緑区分の遊休農地の解消目標が1.6haとなっています。21ページにある実績は1.1haの解消となっております。これは非農地証明や自ら耕作して解消する面積となっています。達成状況としては68.8%となり目標に対して下回る結果となりました。

次に新規参入の促進について、21 ページの下段の方からになります。新規参入者への貸付可能な面積は目標10.6haでありましたが、実績は0haであります。令和７年度の前に皆様からお声がけいただいて、農地を貸してもよいといった面積を計上してきた経過がありますが、令和７年度については実績が無かったという状況です。新規就農者に対して農地を貸してよいという方がいる場合はぜひ活動報告に記入していただき、報告をお願いします。

今後の活動推進についても、農業委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

本件については、総会議決後に県経由で東北農政局へ報告のうえ、ホームページなどで公表する予定です。説明は以上でございます。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

採決します。議第 26 号について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第 26 号は原案の通り可決決定されました。

続きまして、報告事項の報第 11 号から報第 14 号まで事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

議案書は 25 ページをお願いします。報第 11 号「農地法第 5 条の許可の取り下げについて」は 26 ページからです。

農地法第 5 条第 1 項による許可処分の取り消しとて、1 件の申請がありました。所在は楯岡北町二丁目 291 番地 3、畑、面積は 339 ㎡です。現場は楯岡北町の赤松仏壇工場の東側です。
住宅建築を目的として譲受人より転用申請があり、昭和 52 年 3 月 1 日に許可した案件です。

許可後約 50 年が経過した現在も目的の見通しが立たないことから取り下げの申請がありました。許可後は従来の畑として耕作する旨伺っております。なお、5 月 1 日現地調査において、申請人立会のもと地区委員と現地確認いたしました。

続いて報第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は賃貸借の合意解約の通知がありましたので報告します。

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、28 ページ 103 番から 29 ページ 109 番の 7 件です。
地目と面積は、田が 17,209 ㎡、畑が 1,028 ㎡、合計 18,237 ㎡です。
集積計画期間が満了し、農地法第 3 条移行するものが 3 件、中間管理機構から農地法 3 条に移行するものが 4 件です。

続いて、報第 13 号「非農地証明願について」です。議案書 31 ページ 4 番から 35 ページ 14 番までの 11 件です。地目と面積は、田が 5,283 ㎡、畑が 6,302 ㎡です。申請内容は、20 年以上前から耕作不便などにより農地として利用されておらず原野化し農地性が失われたものです。5 月 1 日の現地調査で申請人の申し出のとおり確認いたしました。

続いて、報第 14 号「農地所有適格法人の要件確認について」は議案書 36 ページです。詳細を担当より説明いたします

事務局（石澤主事補）

初めに、事業要件についてです。法人の主たる事業が農業である必要があり、「事業要件の中の」売上見込みを確認すると、申請年（見込み）22,289,884 円、2 年目が 23,000,000 円、3 年目も同様となっており、事業要件を満たしております。

次に、議決権要件についてです。構成員である農業関係者の議決権が、総議決権の過半を占めており、農業常時従者が 3 名いるため、議決権要件を満たしております。

最後に、役員要件についてです。役員の過半が農業に常時従事している構成員であり、役員または重要な使用人のうち、一人以上が農作業に従事しているため、役員要件も満たしております。

この案件について、5 月 1 日に地区委員と事務局員立会いのもと、協議を行った結果、農地法第 2 条第 3 項の規定要件を満たしており、農地所有適格法人として適切であることをご報告いたします。

議長(青柳　篤)

ご意見・ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長（青柳　篤）

ご異議なしと認め、議事の議案第 22 号から第 26 号までの 5 件、報告の報第 11 号から第 14 号までの 4 件について終了します。

その他についてございますか。

（事務局　石澤主事補）

先月開催した花見兼歓送迎会の会計結果について報告を行った。

4 月 30 日遊休農地解消に伴う幼稚園児の体験学習について、芋植えの際は、園児未出席だったが、収穫には来ていただきたいと考えている。1 月 30 日には、大倉圃場にて作業を行い、5 月 8 日には戸沢にて、サツマイモの植え付けを行った。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

（6）閉会

議事の議案第 22 号から第 26 号までの 5 件、報告の報第 11 号から第 14 号までの 4 件について終了します。

終了　午前 11 時 00 分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和 8 年 5 月 15 日